

「学校いじめ防止基本方針」

宇部市立川上中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、川上中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。



1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

（1）本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

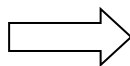
本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、小中連携の9年間を通して人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進します。また、人間性豊かな生徒の育成を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。さらに、特色ある取組が進められているコミュニティ・スクールやPTAとの連携を一層の充実を図ります。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む（特にLINE））であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す最新の定義を基に対応等を行います。特にけんかやふざけ合い、いじりと言われる行為は見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、該当生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしします。

文部省の以前の定義

- ①自分より弱い者に対して一方的に
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの



文科省の現在の定義

- ①一定の人間関係のある者から
- ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
- ③精神的な苦痛を感じているもの

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より即効性かつ実効性ある取組となるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】 生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】 PTA、学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」「互いに固い絆で結ばれること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取り組みます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、6月、10月に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、生徒会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中一貫の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中が一貫しての情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中一貫教育の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、学校支援課等の関係機関と医療関係者との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談週間との連携

本校の年3回の教育相談週間のうち2回を、持ち帰りの「いじめアンケート」を実施後に設定し、一人ひとりに寄り添いきめ細かい対応で早期解決を図ります。

エ 学校評価、教員評価の取組

定期的または必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施の状況を学校評価の項目に位置付けます。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	①「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成し、いじめが起きにくい・許さない環境づくりを行います。 ②道徳教育を中核とした心の教育を推進します。 ③対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。 ④「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。 ⑤中学校入学後、自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。 ⑥集団活動が苦手な生徒に対しては、人と上手に関われるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう支援するとともに、周りの生徒が、集団活動が苦手な生徒の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。 ⑦生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」を導入します。 ⑧顧問教員等の指導の下、部活動での好ましい人間関係づくりを進めます。 ⑨平成25年12月に制定した「いじめ撲滅に関する宣言」を、学期の当初に学級掲示をするとともに、週のアンケートに書き写す取組を行います。 ⑩小学校・中学校の校門に「いじめ撲滅に関する宣言」の看板を設置して、生徒自身の人権意識を高めます。  
いじめの早期発見	①誰にも相談できない生徒がいるのではないかと認識の下、毎日の日記や生活態度等から観察を行います。 ②持ち帰り方式の「いじめアンケート」を年2回実施します。 ③「週1アンケート」を実施します。 ④「月1生活調査アンケート」を実施します。 ⑤いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に留意します。(いじりを含む) ⑥特別支援学級に在籍する生徒や、発達障害のある生徒に対する共通理解を図り、全ての教職員がその特性を理解して支援します。 ⑦教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。

	⑧休み時間の見守りや昼食時の指導等は、全教職員で連携して行います。 ⑨学校等に相談できずに悩みを抱えている生徒・保護者へいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。
いじめの 早期対応	いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。 ①いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応聴き取り等により、状況等の詳細を把握します。 ②把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、職員会議を開催します。 ③生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている生徒へ対応します。 ④該当学年教員を中心とする複数の教職員が、周囲の生徒へ対応します。 ⑤担任だけでなく、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が、いじめられている生徒の保護者へ誠意をもって対応し、生徒には相談しやすい教職員が対応します。 ⑥面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじめている生徒の保護者へ対応します。
いじめの 対応	⑦教職員が1人で事案を抱え込むことなく、速やかに、担任、学年主任、生徒指導主任担当教員等を通じ、いじめに係る情報を管理職に報告するとともに、学校として情報の共有を基に、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。 ⑧いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録します。 ⑨いじめている生徒は複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。また、一定の教育的配慮の下、出席停止や警察との連携による措置を含め毅然とした対応をします。 ⑩周りの生徒（観衆、傍観者）は、複数の教職員（該当学年教員等を中心）が対応します。 ⑪いじめられている生徒・保護者は担任が主に担当するが、必要に応じて生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応します。 ⑫必要に応じ、管理職が、PTA等「いじめ問題対策会議」との協議等を行います。 ⑬必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。 ⑭謝罪等が終わり、解決の方向に進んでも一定期間（3ヶ月）を見守ることで解決とみなします。 ⑮必要に応じ、教育委員会、安心支援室、関係諸機関と連携を図ります。

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。 ○持ち帰り方式の「いじめアンケート」を年2回実施します。 ○インターネットを通じて行われる（特にLINE）の情報を保護者に提供します。また、進学説明会の時に講演を行います。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。 ○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。 ○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。
地域との連携	○定期的に学校公開日（週間）を設け、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高めます。 ○生徒がよく立ち寄る場所を、ふれあい運動推進員会等と連携して組織的な巡回指導等を行ない、学外でのいじめの早期発見に努めます。 ○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。 ○コミュニティ・スクール等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。 ○教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言には細心の注意を払います。 ○部活動に係るいじめについても、アンケート等を利用して、細心の注意を払い、担任と部活動顧問が連携をとりながら対応します。 ○発達障害を含む場合は、生徒の障害の特性への理解を深めるとともに個別の教育支援計画を活用した情報共有を行います。 ○性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため教職員への正しい理解の促進や学校が必要な対応について周知します。 ○災害により被災した生徒については心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し対応します。 ○海外から帰国した生徒については言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、注意深く見守り支援します。

（２）インターネットや携帯電話、通信機能のある機器を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ネットいじめも従来型のいじめの延長線上にあると考え、インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。また、ネットいじめは、瞬時にかつ広範囲に広がる傾向にあるため、多くの情報を収集し、早期対応をします。必要によっては、諸機関に相談します。

4 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すること（欠席日が30日）を余儀なくされている疑いがあるとき、生徒間のトラブルで教員がいじめでないと判断しても、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

（１）重大事態の報告

毎週実施している生活アンケートを見直し、再調査をする。重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

（２）調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、教育委員会、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

（３）調査結果の報告

当該生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

調査のポイント

- いつ（いつ頃）
- 誰から
- どのような状況であったか
- 生徒の人間関係にどのように対応したか
- 市教委・学校・教職員がどのように対応したか
- いじめられた生徒から聞き取りする
- 周りの生徒から聞き取りする
- いじめた生徒への聞き取り、事実関係を明確にして、今後の指導を行う
- いじめられた生徒・保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に対応する
- 事実関係を可能な限り時系列で明確にする
- 被害者・加害者・学校側の3分割でまとめる
- 生徒の聞き取り調査から客観的な事実関係を記録する
- ケース会議を開くなどして、SCやSSWとの連携をはかる